

太陽光発電モジュールの限定保証原典

これを以ってPeimar Srl (以下『PEIMAR』) は、以下に記載する特定のブランドモデル (以下『製品』) の顧客 (以下『購入者』) に対して、以下の限定保証を付与します。

1) 保証対象製品

この限定保証は、以下の製品にのみ適用されます。

- a) **多結晶ソーラーパネル**
PEIMARが製造する全モデル/OEM (共同ブランド) も含む
- b) **単結晶 PERC ソーラーパネル**
PEIMAR が製造する、OEM (共同ブランド) も含むすべてのモデル
- c) **単結晶 TOPCon ソーラーパネル**
PEIMAR が製造する、OEM (共同ブランド) も含むすべてのモデル

2) 保証

a) 30年/25年の限定製品保証

Peimar は、購入日 (以下の『保証開始日』のセクションで定義) から『MADE IN ITALY』シリーズの太陽光発電モジュールについては 30 年間、『HALF-CELL』シリーズの太陽光発電モジュールについては 25 年間、製品に設計、材料、仕上がり、または製造上の欠陥がなく、製品の機能に重大な支障をきたすことがなく、仕様および関連図面に準拠していることを保証します。

製品の外観の劣化 (傷、汚れ、機械的摩耗、錆、カビなど) や、購入者への納品後 (Incoterms 2020) に発生した製品へのその他の変更は、セクション2). b) に従って保証されている製品の出力に重大な影響を与えない限り、この限定保証に基づく欠陥とはみなされません。ガラスが破損した場合、破損につながる外的原因がなかった場合にのみ請求を行うことができます。

b) 30年間の限定出力保証

加えて、Peimar は購入日から 30 年間、当該製品について、ピーク電力ワット Pmax(Wp) に、ピーク電力ワット Pmax(Wp) と関連する製品データシートに指定され、標準テスト条件 (STC) で測定された電力出力許容値 Pmax(%) の下限値を乗じたもの (テストが実行される実験室で適用される測定許容値を除く) として定義される初期保証電力に関連する電力出力の損失が、以下を超えないことを保証します。

- 多結晶製品 (セクション1). a) に定義) の場合
初年度は2%、その後は毎年0.6%、保証開始日から30年目には80.6%
- 単結晶 PERC 製品 (セクション1). b) に定義) の場合
初年度は3%、その後は毎年 0.59%、保証開始日から 30 年目に79.90%
- 単結晶 TOPCon 製品 (セクション1). c) に定義) の場合
初年度は 1%、その後は毎年 0.4%、保証開始日から 30 年目に87.4%

3) 保証開始日

保証開始日は、製品が購入者に配達された日 (Incoterms 2020) となります。

4) 除外事項および制限事項

上記の『限定保証』は、以下に従属する製品には適用されません。

- a) モジュールを市場に投入した Peimar またはその子会社に対する購入価格の未払い。ただし、(i) 支払い期限が到来しており、(ii) Peimar またはその販売代理店 (直接顧客) からモジュールを購入した購入者は、購入価格または購入価格の一部を差し控える権利を有しません。Peimar は購入者に未払いについて通知し、モジュールの支払いを怠った直接顧客の名前と完全な住所を提供する必要があります。Peimar がこの規定に基づいてこの保証に基づく請求を拒否した場合、購入者は保証請求を開始するために未払い額を預けることができます。

- b) セクション 10).に従ってこの限定保証の有効期間中に適用される Peimar のインストール マニュアルに従わなかった場合。
- c) 設置および/または保守サービスが、設置場所の関連法規および/または適用可能な規制の下での資格を有しない専門技術者によって提供されること。
- d) 製品のシリアル番号またはラベルの除去、変更、削除、または認識不能 (Peimar が省略しない限りに於いて)
- e) 車両、船舶、海洋構造物などの移動体 (太陽光発電追跡システムを除く) への製品の設置。
- f) 最大システム電圧を超える電圧または電力サージへの曝露。
- g) モジュールが取り付けられている構築の内部に欠陥のある構成要素。
- h) 微生物の腐食または類似の外部効果への曝露
- i) 以下のいずれかへの曝露: 極端な温度や環境条件、またはそのような条件の急激な変化、腐食、酸化、許可されていない改造や接続、許可されていないスペアパーツを使用した許可されていない開封や修理、事故、自然現象 (雷、ストライキ、地震など)、化学製品による影響、または Peimarによる合理的な管理が及ばないその他の行為 (火災、洪水などによる損害を含む)。

5) 修理、交換、返金

- a) 購入者の唯一かつ排他的な救済手段として、この限定保証に基づき、Peimar は独自の裁量で、該当する場合、以下のいずれかを実行します。
 - i) 当該製品の購入価格を、30年の予想耐用年数を考慮して毎年減価償却した金額で返金する。もしくは
 - ii) 欠陥のある製品を無償で修理する (次段に従う)。もしくは
 - iii) 欠陥のある製品またはその一部を新品または再生品と無償で交換する (次段に従う)。

Peimar がオプション ii) または iii) を選択した場合、Peimar は修理または交換された製品を購入者に発送するためのすべての保険および輸送費 (航空貨物を除く)、通関手続き、およびその他の費用を負担するものとします。欠陥のある製品の取り外し、設置、Peimar への返却、または再設置にかかる費用および経費は、購入者の負担となります。
- b) セクション2). a) および b) で定義される保証期間は、Peimar による欠陥製品の修理または交換によって延長または更新されることはありません。交換または修理された製品の保証期間は、元の新しい製品の保証期間の残り期間となります。
- c) この限定保証に基づく Peimar に対するその他の請求はすべて除外されます。この限定保証に基づき、Peimar は、請求が契約、保証、過失、または厳格な不法行為に基づくかどうかにかかわらず、特別、偶発的、または結果的な損害 (利益の損失、信用またはビジネス評判の損害、または遅延損害を含む) について責任を負いません。この除外は、法律で許可される範囲内で、また、以下に定める救済策が購入者の要望に沿わない場合にも適用されます。

6) 第三者に対する権利と救済

この限定保証は、製品に関する第三者とのその他の契約上の取り決めとは別個の独立した保証とみなされます。法的根拠に関わらず、製品の欠陥、不適合、または非準拠に関して第三者に対して購入者が有する権利、義務、および救済手段 (もしある場合) には影響しません。以下に規定する権利および救済手段は、購入者が第三者との契約または法律によって有する可能性のある第三者に対するその他の権利および救済手段に加えて付与されます。

7) 請求手続き、通知期間、保証請求の満了および出訴期限。

- a) この限定保証に基づき、購入者は保証請求をPeimarのカスタマーサービスポータル(ウェブアドレス <http://www.peimar.com/ww/contact/>)を使用してPeimarに通知するものとします。または、手紙またはファックスで次の宛先に通知するものとします。

ヨーロッパおよびその他の地域

カスタマーサポート

PEIMAR SRL

Via Cefalonia 70 - 25124 Brescia - Italy

Tel +39 030223292, Fax +39 0307772102, info@peimar.com, www.peimar.com

申し立てを行う各請求の、その請求の証拠および問題となっている製品のシリアル番号を含めて規定します。

- b) この限定保証に基づいて製品の欠陥について申し立てられた請求に関連する技術的事実に関する紛争は、専門家の判断によって決定されるものとします。Peimar と購入者は、購入者の費用負担で、TÜV またはその他の認定組織の研究者(テクニカルエキスパート)を独立した専門家および鑑定人として任命します。このテクニカルエキスパートによる判断は、本契約に基づいて提起されたすべての手続きにおいて、取り消し不能、決定的、拘束力があり、強制執行可能とします。テクニカルエキスパートは、(i) 専門家として行動し、(ii) 当事者が判断できるようにし、(iii) それらの表明および反対表明を考慮し、(iv) いずれかの当事者から要求された場合、その決定の理由を文書で示すものとします。
- c) この限定保証の違反に対する請求は、違反の発見後2か月以内に行う必要があります。
- d) Peimar からの事前の書面による許可がない限り、欠陥のある製品の返品は受け付けられません。

8) 不可抗力のケース

この限定保証に基づく、戦争、暴動、ストライキ、適切かつ十分な労働力または資材の不足、技術的故障または履行不能、および欠陥製品の販売時または保証請求の通知時に合理的に認識または理解されていなかった技術的または物理的事象または状況を含む、これらに限定されない、制御不能な予期せぬ事態など、予期せぬ状況による不履行または履行遅延について、Peimar は購入者に対していかなる形でも責任を負いません。

9) 保証の譲渡

この限定保証は、製品が当初の設置場所に設置されたままである限り譲渡可能です。

10) 効力

この限定保証は、2024年1月1日以降に購入者に納品される製品に適用されます (incoterms 2020)。この限定保証は、Peimar によって新しい改訂版が発行されるまで有効です。

11) その他の明示的な保証の無いこと

適用される法令により別途規定されている場合、または書面で修正され、Peimar の代表者が署名した場合を除き、限定保証は、Peimar が製品に適用される唯一の明示的な保証(書面または口頭を問わず)であり、誰もこの限定保証を制限、拡張、またはその他の方法で変更する権限を有しません。

12) 雑則

この限定保証のいずれかの規定が無効、執行不能、または法律に反すると判断された場合でも、この限定保証の残りの規定の有効性は完全に有効のままとなります。

13) 準拠する法規および管轄裁判所

この限定保証の有効性、その条件の解釈、および購入者と Peimar の権利と義務の執行はイタリアの法律に準拠し、認可された裁判所は専ら BRESCIA (イタリア) の裁判所となります。